

# 事例① 放課後等デイサービス

## 目次

はじめに	1
第1章 災害時における組織体制	2
第2章 地震発生時の対応	3
第3章 緊急連絡網	6
第4章 情報の収集と提供	7
第5章 火災発生時の対応(1)	9
第6章 火災発生時の対応(2)	10
第●章 洪水（土砂災害時）の対応	
第7章 連絡体制の整備	
第8章 ご利用者様一覧	
第9章 災害予防対策	
第10章 避難経路図	
第11章 マニュアルの活用にあたって	
第12章 参考文献	

洪水時等の対応を追加

### 【必要な項目】

- ① 防災体制
- ② 避難の誘導
- ③ 施設の整備
- ④ 訓練
- ⑤ 自衛水防（努力義務）

## はじめに

この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇〇〇の防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

**(※施設の場所に洪水等のリスクがある場合に追記)**

また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**(※施設の場所に土砂災害のリスクがある場合に追記)**

また、土砂災害防止法第8条の2に基づき、〇〇施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

地震・水害・火災・その他の災害に対処するため、ここに防災マニュアルを定める。

当マニュアルは、当事業所の職員や資産、業務の推進等に大からゆる災害に対し備えるためのものである。

法律に基づく旨を追加

第一に、人命の保護を最優先する。

第二に、資産を保護し、業務の早期復旧を図る。

第三に、余力がある場合には近隣事業所への協力にあたる。

以上を基本方針とする。

当マニュアルによって迅速的確な対応をすることが、災害による被害を軽減することになるので、全職員は、予めこの内容をよく理解して置かなければならない。

# 第1章 災害時における組織体制

洪水時等の  
対応を追加

1 設置時期 震度5強以上の地震、その他の大災害発生時  
(施設長の指示によるか、施設長不在時には職制最上位の者が)

注意体制(例)

- ・洪水注意報が発表されたとき(※洪水リスクがある場合に記載)
- ・〇〇川(〇〇地点)氾濫注意情報が発表されたとき(※洪水リスクがある場合に記載)

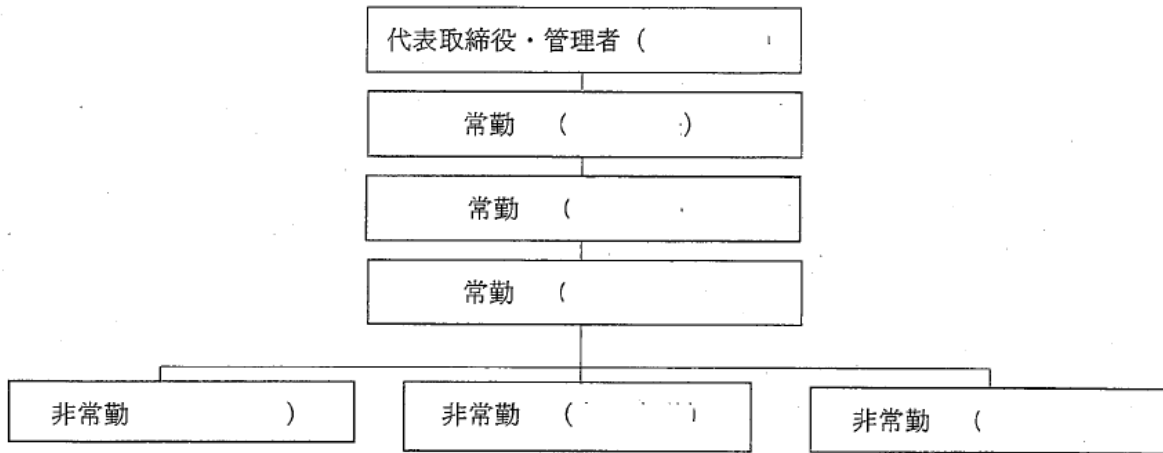
警戒体制(例)

- ・〇〇市から避難準備・高齢者等避難開始が発令されたとき(※洪水・土砂災害のリスクがある場合に記載)
- ・洪水警報が発表されたとき(※洪水リスクがある場合に記載)

非常体制(例)

- ・大雨警報(土砂災害)が発表されたとき(※土砂災害のリスクがある場合に記載)

## 2 緊急時の組織内容

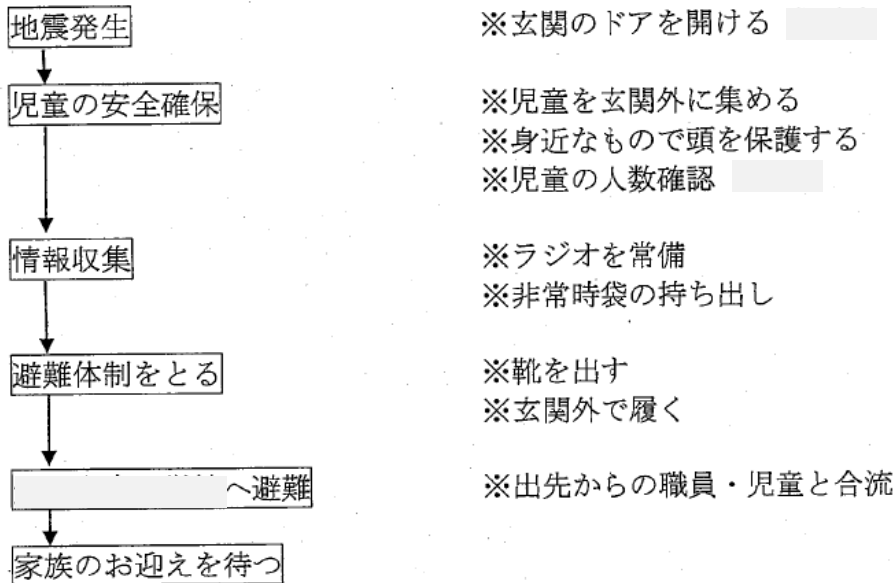


## 3 任 務

- (1) 災害地、事業所内、周辺の被災情報の収集、記録、報告、発表 (責任者: )
- (2) 防災対策上重要事項の決定、指示、命令、報告 (責任者: )
- (3) ご利用者さまの人員ならびに保安措置状況の把握 (責任者: )
- (4) 職員の帰宅についての安全確認、帰宅指示 (責任者: )
- (5) 被災状況情報の収集と確認、救出・救助の応援指示 (責任者: )
- (6) 他事業所、関係事業所との情報交換、支援要請及び事業所内の人員ならびに保安措置状況の把握 (責任者: )

## 第2章 地震発生時の対応

### 1 地震発生時の対応



#### <消火活動>

- ・火元付近にいる職員は、「火の始末」をする。
- ・出火を発見したら、直ちに消火活動を開始する。

#### <職員の参集>

- ・携帯電話で連絡を取る。
- ・繋がらない場合、予め決定した場所へ避難する。

#### <安否確認と救護活動>

- ・直ちにご利用者様・職員の安否を確認しましょう。
- ・負傷者の応急手当を実施し、状態によっては消防へ連絡しましょう。

#### <情報の収集と連絡>

- ・施設の破損状況や施設周辺の危険性について確認しましょう。
- ・テレビ、ラジオ、インターネットなどで地震の震源地や規模、余震、津波情報、周辺の被害状況や交通状況など、必要な情報を収集しましょう。
- ・職員間で十分な意思疎通や情報の共有化が図られるよう、ホワイトボードや掲示板上に被害情報などを記入しましょう。
- ・災害の正確な情報を伝えて、ご利用者様の動揺や不安を解消するとともに、避難の準備など適切な行動が取れるようにしましょう
- ・施設が被災した場合には、消防や市町の防災担当課または福祉担当課に応援を要請するとともに、必要な指示を受けましょう。また、被災状況は、                    の施設担当課にも速やかに連絡をするようにしましょう。

都道府県

<避難>

- ・避難先や避難経路の安全を確認しましょう。
- ・避難は、施設の立地状況や被害状況により異なります。市町村の防災担当課または福祉担当課、消防その他の防災関係機関からの情報や周辺の状況なども含め、総合的に判断しましょう。
- ・施設職員が不足してる場合、地域の協力者の協力も得て避難するようにしましょう。
- ・プレーカーの切断など、二次災害発生の防止措置をとりましょう。
- ・余震についても十分注意しましょう。

<家族への報告>

- ・災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めた災害時の連絡方法により、家族に連絡し、施設の状況を伝えましょう。

<健康ケアとメンタル対策>

- ・ご利用者様の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努めましょう。
- ・心身の変調が著しいご利用者様に対しては、市町村と相談して医師やカウンセラーの受診や受入れ可能な医療機関への入院の検討をしましょう。

<他の施設等への受入れ要請>

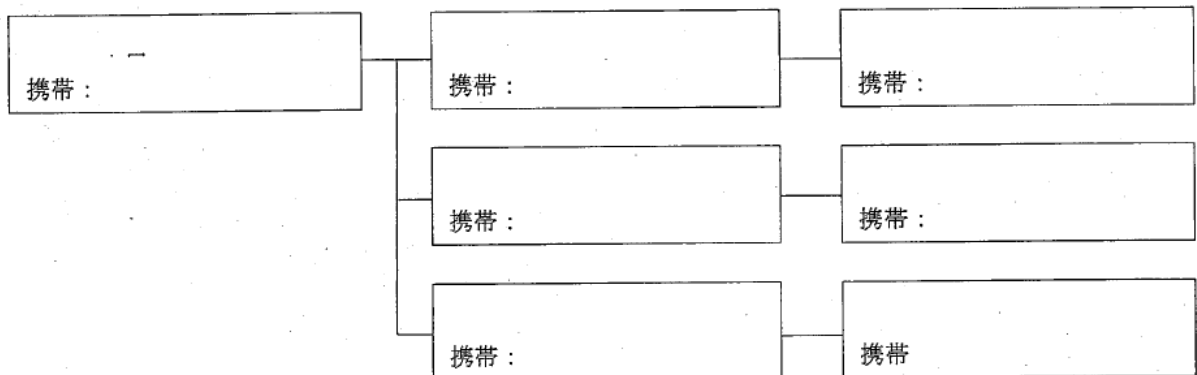
- ・施設が被災し、休業せざるを得ない場合は、協定施設や<sup>市町村</sup>の福祉担当課、<sup>都道府県</sup>との施設担当課とも協議し、ご利用者様を他の施設等で受け入れてもらうようにしましょう。
- ・他の施設等に引き受けてもらう際には、施設ご利用者様一覧表などにより、ご利用者様配慮事項等をきちんと伝えましょう。

2 地震発生時の対応（送迎中の場合）

- ・送迎中の場合、各ご利用者様の避難マップにて自宅から近い避難所または、事業所から近い避難所を確認しましょう。→近くの避難所に避難し、その旨を災害用伝言ダイヤルサービスにて発信する。

第3章 緊急連絡網

1 緊急連絡網（職員の安否確認・緊急動員）



## 第4章 情報の収集と提供

### 1 収集方法等

項目	収集方法	責任者
職員の安否確認	緊急連絡網により電話確認	
建物の被害状況の把握・記録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場の職員より収集</li> <li>・ 建築業者に建物の被害調査を依頼する</li> <li>・ 建物内に他の会社の事業所などがあれば協力して情報を収集</li> </ul>	
設備、物品等の被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員より収集</li> <li>・ 建築業者建物の被害調査を依頼する</li> <li>・ 建物内に他の会社の事業所などがあれば協力して情報を収集</li> </ul>	
ライフラインの被害状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場の災害時における組織体制に任務等の分担により情報を収集する</li> </ul>	
関係事業所との連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係事業所一覧表による</li> </ul>	
その他関係先との連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係防災情報一覧表による</li> </ul>	

### 2 注意事項

- (1) 建物内の職員、外出中の職員の安否確認を行う。
- (2) けが人の有無（傷病程度も）を把握し、必要な応急措置を行う。
- (3) 収集した情報は、会議室の壁にまとめて貼りだすなどして（誰にでもわかる方法により）、情報の一元管理を図る。
- (4) 災害対策用職員の招集と、自宅待機職員の振り分けを行う。
- (5) 勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策室をたちあげる。

### 3 関係事業所一覧表

事業所名	所在地	電話番号	FAX

4 関係防災情報一覧表

情報	機関	入手先名（機関名）	電話番号
行政情報	消防		
	警察		
	市町村		
	都道府県		
交通情報	道路		
	鉄道		
ライフライン	電気		
	ガス		
	水道		
	電話		
気象情報	気象		

**防災情報の収集・伝達の体制**

4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

**【必要な項目】**

**① 防災体制**

**【防災体制確立の判断時期及び役割分担】**



#### 4 防災体制（記載例）

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員 <sup>(注)</sup>
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 > 洪水注意報発表 > ○○川（○○地点）氾濫注意情報発表	洪水予報等の情報収集	○○、○○、○○
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 > 避難準備・高齢者等避難開始の発令 > 洪水警報発表 > ○○川（○○地点）氾濫警戒情報発表	洪水予報等の情報収集	○○、○○、○○
		使用する資器材の準備	○○、○○、○○
		保護者への事前連絡	○○、○○、○○
		周辺住民への事前協力依頼	○○、○○、○○
		要配慮者の避難誘導	○○、○○、○○
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 > 避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 > ○○川（○○地点）氾濫危険情報発表	施設内全体の避難誘導	○○、○○、○○



## 5 情報収集・伝達

### (1) 情報収集

国土交通省マニュアル（手引き別冊）より

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	気象庁ホームページ、テレビ、ラジオなど
洪水予報・河川水位	国土交通省「川の防災情報」、大阪府「おおさか防災ネット」、市町村からのファックス・防災情報メール など
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、市町村ホームページ、大阪府「おおさか防災ネット」防災情報メール、テレビ、ラジオ など

市町村との情報のやりとり方法を事前に確認

### (2) 情報伝達

- ①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ②徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市町村長に報告する。

## 5 情報収集・伝達（記載例）

(1) 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
□□施設に洪水リスクのある河川（○○川）の洪水予報、水位到達情報	○○市からのファックス、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
□□施設に洪水リスクのある河川（○○川）の水位と状況	<p>①○○川が国管理の河川（淀川、大和川、猪名川）の場合 以下のホームページで河川水位を確認することができる。 国土交通省川の防災情報（水位雨量） <a href="https://www.river.go.jp/kawabou/ipGaikyoMap.do?areaCd=86&amp;prefCd=2701&amp;townCd=&amp;gamenId=01-0704&amp;fldCtlParty=no">https://www.river.go.jp/kawabou/ipGaikyoMap.do?areaCd=86&amp;prefCd=2701&amp;townCd=&amp;gamenId=01-0704&amp;fldCtlParty=no</a></p> <p>国土交通省川の防災情報（カメラ） <a href="https://www.river.go.jp/kawabou/ipAreaJump.do?areaCd=86&amp;prefCd=2701&amp;gamenId=01-0203&amp;refineType=2&amp;fldCtlParty=no&amp;fvrt=yes">https://www.river.go.jp/kawabou/ipAreaJump.do?areaCd=86&amp;prefCd=2701&amp;gamenId=01-0203&amp;refineType=2&amp;fldCtlParty=no&amp;fvrt=yes</a></p> <p>②○○川が大阪府管理河川の場合 以下のホームページで河川水位を確認することができる。 河川防災情報（水位情報） <a href="http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/">http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/</a></p> <p>以下のホームページで河川の状況（カメラ）が確認できる。 河川防災情報（映像情報） <a href="http://www.osaka-pref-rivercam.info/">http://www.osaka-pref-rivercam.info/</a></p>
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール

## 5 情報収集・伝達(記載例)

### (1) 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
□□施設に洪水リスクのある河川（○○川）の洪水予報、水位到達情報	○○市からのファックス、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、緊急速報メール
□□施設に洪水リスクのある河川（○○川）の水位と状況	<p>①○○川が国管理の河川（淀川、大和川、猪名川）の場合 以下のホームページで河川水位を確認することができる。 国土交通省川の防災情報（水位雨量） <a href="https://www.river.go.jp/kawabou/ipGaikyoMap.do?areaCd=86&amp;prefCd=2701&amp;townCd=&amp;gamenId=01-0704&amp;fldCtlParty=no">https://www.river.go.jp/kawabou/ipGaikyoMap.do?areaCd=86&amp;prefCd=2701&amp;townCd=&amp;gamenId=01-0704&amp;fldCtlParty=no</a></p> <p>国土交通省川の防災情報（カメラ） <a href="https://www.river.go.jp/kawabou/ipAreaJump.do?areaCd=86&amp;prefCd=2701&amp;gamenId=01-0203&amp;refineType=2&amp;fldCtlParty=no&amp;fvrt=yes">https://www.river.go.jp/kawabou/ipAreaJump.do?areaCd=86&amp;prefCd=2701&amp;gamenId=01-0203&amp;refineType=2&amp;fldCtlParty=no&amp;fvrt=yes</a></p> <p>②○○川が大阪府管理河川の場合 以下のホームページで河川水位を確認することができる。 河川防災情報（水位情報） <a href="http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/">http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/</a></p> <p>以下のホームページで河川の状況（カメラ）が確認できる。 河川防災情報（映像情報） <a href="http://www.osaka-pref-rivercam.info/">http://www.osaka-pref-rivercam.info/</a></p>
避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト）、緊急速報メール

### (2) 情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②徒歩や公共交通機関等を用いての広域避難が困難な者がいる場合には、避難困難者の状態や人数について市町村長に報告する。

## 第6章 連絡体制の整備

緊急時に持ち出せるようにしておきましょう。

### 1 職員連絡網

役職名	氏名	携帯電話
管理者 児童発達支援管理責任者		
指導員		
指導員		
指導員		
指導員		
指導員		
指導員		

## 第7章 ご利用者様一覧

緊急時に持ち出せるようにしておきましょう。

氏名、年齢、連絡先、血液型、家族等、家族内容、介護担当者などの一覧を作成し、同時に被災しないと考えられる数か所に保管しておきましょう。

ご利用者様に対する情報（ADLなど）は平常時から、電子データおよび印字された用紙で管理し、避難支援で必要となった場合に県市町の防災対策本部等へ提供する準備をしましょう。

ご利用者様の介護内容、家族への連絡先などがわかる一覧

氏名	連絡者氏名(続柄)	連絡先

## 第8章 災害予防対策

内容は、ご利用者様・職員の人数、目的等により判断し、それぞれの事業所で必要なものを決定してください。

非常用備品内容 決定会議日： 年 月 日

### 1 事業所の建物その他諸設備の耐震強化

- (1) 建物の全般的定期点検と補強および補修工事の必要項目を洗い出し、計画的に実施する。
- (2) 看板、ブロック、ガラス等の落下転倒防止対策を実施する。
- (3)ロッカー等什器の転倒防止を実施する。
- (4) ストーブ、湯沸かし器等火器使用設備、危険物施設、消防用設備等の安全確認と点検を実施する。
- (5) コンピューター、複写機、FAX 等情報機器類の安全対策を実施する。

**【必要な項目】**  
**③施設の整備**

### 2 重要書類の保管と非常用ナップザックの管理

- (1) 重要書類は、耐火金庫に保管する。
- (2) 非常用持ち出し書類は、最小限とし、火災又は爆発の危険性のある時に限る。
- (3) 非常用ナップザックに下記のものを収容し、責任者は内容物の数量および有効期限を確認して常に使用可能な状態にしておく。
- (4) 非常用ナップザックは、事業所内に1セットは保管する。

No.	品名	数量	No.	品名	数量

□備蓄品・必要資器材など

手引き 20ページ

備 蓄 品	
情報収集 ・伝達	<input type="checkbox"/> テレビ <input type="checkbox"/> ラジヲ <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> ファックス <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input type="checkbox"/> 名簿（従業員、施設利用者） <input type="checkbox"/> 案内旗 <input type="checkbox"/> タブレット <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯用拡声器 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具 <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー <input type="checkbox"/> ライフジャケット <input type="checkbox"/> 蛍光塗料
施設内の 一時避難	<input type="checkbox"/> 水（1人あたり <u>   </u> ℓ） <input type="checkbox"/> 食料（1人あたり <u>   </u> 食分） <input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 防寒具
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
障害者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき <input type="checkbox"/> おやつ <input type="checkbox"/> おんぶひも
その他	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ <input type="checkbox"/> ゴミ袋 <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> （                  ）

国土交通省マニュアル（手引き別冊）より

地震災害等も踏まえ、最低3日分は備蓄しましょう。

□施設への浸水を防ぐための対策

浸水を防ぐための対策
<input type="checkbox"/> 土嚢 <input type="checkbox"/> 止水板 <input type="checkbox"/> その他（                  ）

### 3 非常指品の保管整備

年 2 回はチェックを行いましょ！

チェック確認日： 年 月 日  
年 月 日

# 第9章 避難経路図

## 避難場所

【必要な項目】  
②避難の誘導

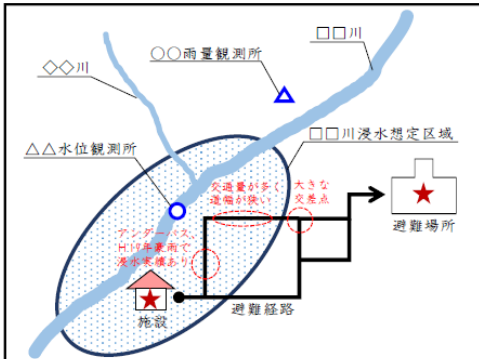
	名称	移動距離	移動手段
避難場所		( ) m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 ( ) 台
屋内安全確保			

※悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険もともなうことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。

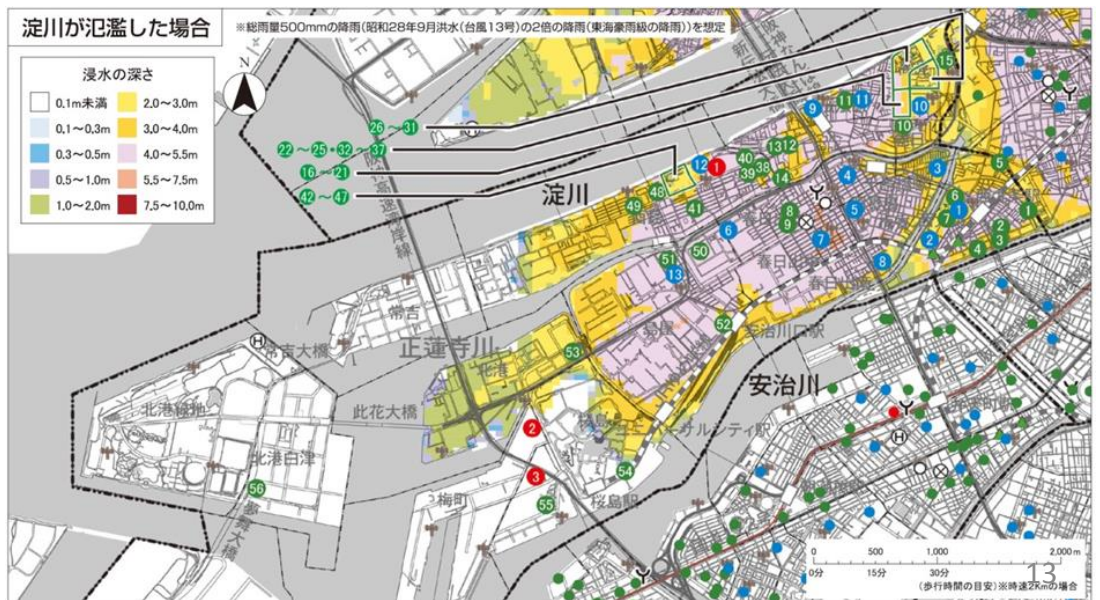
### 1 避難経路図（施設内避難）

屋内内避難路（建物が広ければ見取り図）  
場所（3階 大ホールなど）

### 2 避難経路図（施設外避難）



地震時と同じであれば引用



※上記は大阪市此花区の例。市町村が提供する洪水ハザードマップを添付するのがよい。

# 第10章 マニュアルの活用にあたって

## 1 地域社会との連携

① 地域住民(自主防災組織等)・ボランティア団体との交流推進及び避難協力体制の構築  
日頃から地域住民との交流を図り「開かれた施設づくり」を推進するとともに、災害時の避難協力体制を構築し、災害発生時に地域住民の協力を得て、多数のご利用者様の避難などを迅速に行えるようにしましょう。

また、遠方にしか親族がない方もあります。いざという時に近隣の方にも協力してもらえようように、以下の注意をしておく必要があります。

- ① 近隣の交友関係などの把握
- ② 民生委員の方などとの関係
- ③ 自治会の方などとの関係

### ② 第二次避難所(福祉避難所)としての指定

大規模災害が発生した場合、在宅で被災し一般の避難所生活が困難な方の発生や、被災地域の社会福祉施設が大きな被害を受け、ご利用者様の介護等ができなくなる場合が想定されます。

このような場合に臨時的に被災者を受け入れる福祉避難所として、市町村の指定に対応できるように検討を行うようにしてください。

## 2 社会福祉施設間などの広域的ネットワーク化

### ① 他の社会福祉施設間等の広域的ネットワーク化

施設の倒壊等により、施設ご利用者様が他施設へ移動する必要がある場合に、他施設等から職員の応援を求めることができるよう、他の福祉施設や事業者等との間で災害時のための応援協定等のネットワークを形成するようにしてください。ネットワークの形成は、はじめに地域内の連携を勧め、第2段階として各地域間の連携、そして最終的に府域外との連携を進めてください。

### ② 民間企業、各種団体等との応援協定の締結

各施設が単独あるいは圏域単位で民間企業、ホテル・旅館などと大規模災害発生時の応援体制の確立などについても可能な限り検討して下さい。

## 3 マニュアルを使った施設での啓発活動

### ① マニュアルの掲示

日頃から防災への意識を高め、マニュアルを最大限に活用できるようにして下拡大コピー等し、玄関や事務所の掲示板に掲示して下さい。

**【必要な項目】**

**④ 訓練**

## 4 マニュアルを使った避難訓練の実施

### ① 施設での避難訓練の実施

年に2回は避難訓練を実施して下さい。

## いつ、どの災害事象(地震・火災・水害)の訓練

- ・洪水予報・訓練に関する研修  
(年度当初、入所時など)
- ・情報・伝達に関する訓練(梅雨・台風時期前)
- ・避難誘導に係る訓練

### ② 地域の避難訓練活動への参加

地域内の避難訓練に参加し、地域の交流を深め、ネットワークを形成して下さい。

